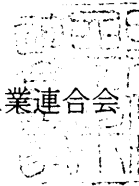


2006年10月4日

サトウ椿（株）
佐藤 秀幸 殿

日本化粧品工業連合会

化粧品の成分表示のための表示名称のご連絡



貴社が、日本化粧品工業連合会（以下粧工連）の「化粧品の全成分表示のための名称作成申込書」（以下申込書）でお申込みいただきました原料につきましては、全成分表示名称委員会で審議（再審議を含みます）致しました結果、下記のとおり表示名称が決まりましたことをご連絡申し上げます。

この表示名称にご異議のある場合は、決定通知の日付から起算して90日以内に、先に提出された申込書を複写したものに、ご異議の理由及びその根拠を明確に記載していただき、必要に応じて根拠となる資料等を添付のうえ、粧工連事務局宛ご送付下さるようお願い致します（その際、受付番号欄の脇に“異”とご記入下さい）。全成分表示名称委員会等で再検討のうえ、その結果をご連絡申し上げます。なお、決定通知の日付から起算して90日を過ぎてもご連絡がない場合は、ご了承戴いたものとして処理させていただきます。

また、次の点に十分ご留意くださるようよろしくお願い申し上げます。

1. 表示名称は、提出いただきました申込書等に基づき作成いたしました。したがって、申込書等に事実とは異なる事項が記載されていた場合であっても、そこから派生する事項につきまして粧工連は一切の責任を負いません。
2. 申請された原料の安全性、配合の可否等については一切関与致しません。したがって、申請された原料が防腐剤、紫外線吸収剤またはタール色素に該当するかどうか等の判断も一切致しませんので、化粧品への配合にあたっては、平成12年9月29日付医薬発第990号厚生省医薬安全局長通知等をよく踏まえ、自己の責任のもとで行ってください。
3. 決定した表示名称や定義等は、粧工連が発表致します「化粧品の成分表示名称リスト」及び粧工連が編集致します「日本化粧品成分表示名称事典」等に収載させていただきますのでよろしくお願い致します。

記

INCI名: Camellia Chekiangoleosa Seed Oil (受付番号: 11252)

表示名称: セッコウベニバナユチャ種子油

以上